

公益社団法人ふくい農林水産支援センター役員等の 報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくい農林水産支援センター(以下「支援センター」という。)定款第31条第1項の規定に基づき、役員報酬および費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(報酬・手当・賞与)

第3条 常勤役員には、給料、管理職手当、通勤手当および賞与を支給する。常勤役員のうち顧問には、管理職手当、賞与を支給しない。

2 前項に係わらず、福井県から派遣された常勤役員については、福井県と締結した職員の派遣に係る協定に基づく手当を支給する。

3 非常勤役員には、報酬を支給する。ただし、福井県職員の身分を有する者には支給しない。

(報酬等・手当・賞与の額および支給方法)

第4条 常勤役員の給料および管理職手当の月額、別表第1の範囲内で社員総会の承認を得て、支給するものとする。

2 常勤役員の通勤手当の額は、支援センター職員の例により算定した額とする。

3 常勤役員に対する賞与は、別表第2の範囲内で総会の承認を得て、支給するものとする。

4 給料、手当および賞与の支給方法については、支援センター職員の例による。

5 非常勤役員が理事長の招集に応じて理事会または総会に出席したときは、1日につき1万円を支給するものとする。

6 監事が次の各号に定める監査等に出席したときは、1日につき1万円を支給するものとする。

- (1) 定款第51条第1項の監事監査
- (2) 定款第28条第2項の調査等

(常勤役員の旅費)

第5条 常勤役員が職務のため旅行したときは、支援センター職員の例により旅費を支給する。

(非常勤役員の費用弁償)

第6条 非常勤役員には、各号に定める費用を弁償する。

- (1) 非常勤役員が理事長の招集に応じて理事会または総会に出席したときは、理事長が別に定める費用。ただし、福井県職員の身分を有する者には支給しない。
- (2) 非常勤役員が職務のため旅行したときは、支援センター職員の例により旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が総会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人ふくい農林水産支援センターの設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。ただし、第4条第3項別表第2の規定については、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬および管理職手当(月額)

	報酬月額	管理職手当
理事長・顧問・常務理事	300,000円以内	60,000円以内

別表第2 常勤役員の賞与

賞与年額 報酬月額×福井県一般職の職員等の給与に関する条例(福井県条例第24号)に規定する再任用職員の支給月数と同じ月数以内とし、期末勤勉手当の加算措置(職務段階等別加算および管理職加算)は適用しないものとする。